

令和7年6月26日

簡単な副業をうたい高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起

令和6年7月以降、SNS等に表示されるアンケート副業に関する広告をきっかけに、「当社が案内する副業はアフィリエイトである。この副業をサポートする。アフィリエイトは、初心者でも簡単に稼ぐことができる」、「このプランなら、月50万が当たり前になる」、「儲けが出なければ返金保証がある」など、副業のサポートプラン契約をすれば、簡単に契約金額以上の報酬を得ることができるなどと勧誘を受け、高額なサポートプランの契約をしたが、報酬が得られなかつなどの相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社和（以下「本件事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 本件事業者の概要

名称	株式会社 和 ^{なごみ} （法人番号 5010601064735）
所在地	東京都新宿区細工町3番19号ラコンテカグラザカ5階
代表者	遠藤 友里子

（注）同名の別会社と間違えないように御注意ください。

なお、本件事業者の法人番号等の情報は、令和7年5月22日時点のものです。

2. 具体的な事例の内容

（1）SNS等に表示されるアンケートに答えると報酬が得られる副業（以下「アンケート副業」といいます。）等に関する広告をきっかけに、複数のLINEアカウントに誘導され、副業に必要なガイドブックの購入を求められます

消費者が、スマートフォンでSNS等を見ていると、1日数回の簡単なアンケートに回答するとお金を稼ぐことができる、などといった広告が表示されます。当該広告に興味を持った消費者が、広告をタップして読み進めていくと、LINEアカウントの友だち登録を要求されるので、友だち追加をします。

当該アカウントの友だち追加をすると、「リサーチ【参加用】」等といったLINEアカウントが表示（別紙1）され、メッセージ上に、

「ユーザーがえらんだ!!スマホ副業ランキングNo.1」

「アンケート副業」

「即日ザクザク副収入！」

などと、アンケート副業の紹介がされます。

さらに興味を持った消費者は、LINEアカウントから指示され、別のLINEアカウントを友だち追加するなどします。すると、消費者は、当該別のLINEアカウントからアンケート副業に必要なガイドブックの購入を求められます。勧誘を受けた消費者が、当該ガイドブックを購入すると、その後、さらに別のLINEアカウントを友だち追加するように要求されます。

(2) 電話にて副業のサポート契約の勧誘が行われます

消費者が、ガイドブック購入後に指定される LINE アカウントの友だち追加をすると、電話で説明したい、といったメッセージが送られてくるので、連絡先等を教えると、本件事業者から電話で

当社が案内する副業はアフィリエイトです。

この副業をサポートします。

アフィリエイトは、初心者でも簡単に稼ぐことができます。

などと、当初、消費者が興味を持ったアンケート副業とは異なるアフィリエイトに関する副業の勧誘を受けます。

さらに、消費者は、本件事業者から、

これから説明が色々と複雑になるので、画面を共有して説明をします。

などと、画面共有（遠隔操作）アプリである AnyDesk をダウンロードするように要求されるので、当該アプリをインストールすると、本件事業者と消費者のスマートフォンの画面が共有されます。

画面共有後、本件事業者から、「N○. 1パック」等と称する（別紙2）副業サポートプラン等が表示された資料が送付され、さらに、本件事業者から

初心者なら一番スタンダードであるN○. 6パックがおすすめです。

60日間の 250万円のサポートプランに参加すれば、それ以上の報酬が得られます。

などと、本件事業者の副業サポートプランを利用すると、アフィリエイトの副業サポートが受けられ、契約金額以上の報酬が得られる、などといった説明がされます。

(3) サポートプランの契約に充てるために消費者金融業者から借入れをするように勧め、指定の口座に送金させられます

消費者が、サポートプランの高額な契約金額を聞いて契約をちゅうちょしていると、本件事業者は、

消費者金融から借入申請をしてください。簡単にお金を借りることができます。借りられた分だけでプランを進めましょう。足りない分は、儲かってから払えばいいです。このプランなら、月 50万が当たり前になります。60日間のプランなら、60日間が経過してもオプションで継続的にサポートが受けられます。マンツーマンでサポートをします。

儲けが出なければ 60 日間の返金保証があります。

などと、消費者金融業者から簡単にお金を借りることが可能で、かつ、本件事業者のサポートプランを利用すれば、確実に契約金額以上の報酬が得られる、といった説明を行い、消費者金融業者からの借入れを勧めてきます。

消費者がこれに応じると、本件事業者は、複数の消費者金融業者から 50 万円の借入申請するよう誘導し、消費者が借入れた数百万円全額を、本件事業者が指定する銀行口座へ入金させます。

(4) 契約締結後、アフィリエイトサイトの登録などを行い、副業を開始させます

入金完了後、消費者は、本件事業者から、これまでとは別の LINE アカウントである、「【公式】カスタマーサポート」の友だち追加を要求されます。消費者が、友だち追加をすると、当該アカウントから、「契約内容、サービス内容、料金の確認」等といった契約に関するメッセージ（別紙3）が送付されます。

また、消費者は、当該アカウントから、アフィリエイトサイトである「A8.net」への登録を要求されます。登録後、さらに当該アカウントから、「A8.net」を利用して無料会員サイトや有料会員サイトの登録等の作業を行うよう指示があり、消費者は、これに従って副業を開始します。

なお、当該アカウントの友だち追加後、本件事業者から、前記(1)から(3)まで本件事業者が使用してきたLINEアカウントのメッセージ削除を要求されます。

(5) 副業を開始するも、事前に説明された報酬が得られず、不信感を抱き始めると解約を勧められます

消費者は、本件事業者からの指示に従って、副業を開始するものの、事前に説明されていた報酬金額が得られないことから、不安や不信感を覚え、本件事業者に相談します。すると、本件事業者は、サポートプランの解約を促し、少額の返金で合意する「解約同意書」(別紙4)の提出を求めてきます。

3. 消費者庁が確認した事実

本件事業者は、前記2(2)及び(3)のとおり、消費者に対し、副業のサポートプラン契約をすれば、契約金額以上の報酬を得ることができると説明していましたが、前記2(4)及び(5)のとおり、副業によって当該報酬を得ることができるかどうかは、消費者のアフィリエイトの成功報酬に左右される不確実なものでした(断定的判断の提供)。

また、消費者庁が行った調査では、副業に係る報酬において、サポートプランの契約金額を上回る報酬を得た消費者は確認できませんでした。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 「簡単に稼げる」副業はありません。「簡単」、「高額報酬」を強調する広告や勧誘をうのみにしないようにしましょう。

本件は、当初、消費者が見た「簡単に稼げる」などといったアンケート副業に関する広告をきっかけに、「簡単に稼げる」、「月50万円が当たり前になる」などと勧誘され、高額なアフィリエイト副業のサポート契約を締結させられています。

簡単に稼げるような副業はありません。そのような、「簡単」、「高額報酬」といったキーワードをうのみにしないようにしましょう。

○ 副業を始めるにあたり、高額なお金を借りたり、振り込んだりすることには慎重になります。

本件では、消費者は、高額なお金を借り入れた後、本件事業者が指定する銀行口座に振り込まれていました。もうかるはずの副業で、高額の借入や振込等を要求された場合は、慎重になります。

○ 事業者から送信されたメッセージ等は保存しておきましょう。

消費者は、契約締結後、本件事業者から、それまで本件事業者が使用していたLINEアカウントのメッセージを削除するように指示されていました。事業者から送信されたメッセージ等は、経緯等が説明できるよう保存しておきましょう。

また、事業者からウェブサイトのURLやPDF等を送信された場合にも、当該画面をスクринショット等で保存しておくとともに、事業者名や電話番号等も残しておきましょう。

○ 副業に関して被害に遭ったら、諦めずにすぐに「188(いやや!)」へ電話しましょう。

何気なく見ているSNS等に表示される副業に関する広告を入口として、消費者を欺く手口は多様になっています。一旦振り込んでしまうと、被害回復は困難です。少しでも変だなと思ったら迷わず、お近くの消費生活センター等に相談してみましょう。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	「タスク副業」で報酬が支払われるとうたい、実際には高額を送金させる事業者に関する注意喚起（令和7年2月6日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/040985/
独立行政法人 国民生活センター	スキマ時間に気軽に稼げる等とうたう副業トラブル！－簡単なタスクを行う副業でお金を払う？？詐欺に騙されないでー（令和6年9月4日）	https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240904_1.html
独立行政法人 国民生活センター	儲け話に関するトラブルにご注意！（令和6年6月27日）	https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/moukebanashi.html
消費者庁	遠隔操作アプリを用いて、消費者金融業者から高額な借入れをさせる副業サポート事業者に関する注意喚起（令和6年2月29日）	https://www.caa.go.jp/notice/entry/036459/
消費者庁	SNSなどを通じた投資や副業といった「もうけ話」にご注意ください！	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_036

【参考情報】

○株式会社ファンコミュニケーションズ ウェブサイト引用

【重要】 詐欺や不正行為を勧める情報商材にご注意

<https://www.a8.net/compliance/cheating.php>

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン：「188（いやや！）」番
(最寄りの消費生活センター等をご案内します。)
- ◆ 警察相談専用電話：「#9110」番

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
TEL03-3507-8800（代表）

リサーチ【参加用】のメッセージ内容（LINE メッセージ画面の抜粋）



サポートプランの種類

No.1パック
(販売価格10万円 / サポート期間30日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス

No.2パック
(販売価格30万円 / サポート期間30日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス

No.3パック
(販売価格60万円 / サポート期間30日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス

No.4パック
(販売価格90万円 / サポート期間30日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス
SNS運用/管理

No.5パック
(販売価格150万円 / サポート期間60日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス
SNS運用/管理

No.6パック
(販売価格250万円 / サポート期間60日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス
SNS運用/管理
ミラーリングサービス
専用HP/LP制作管理

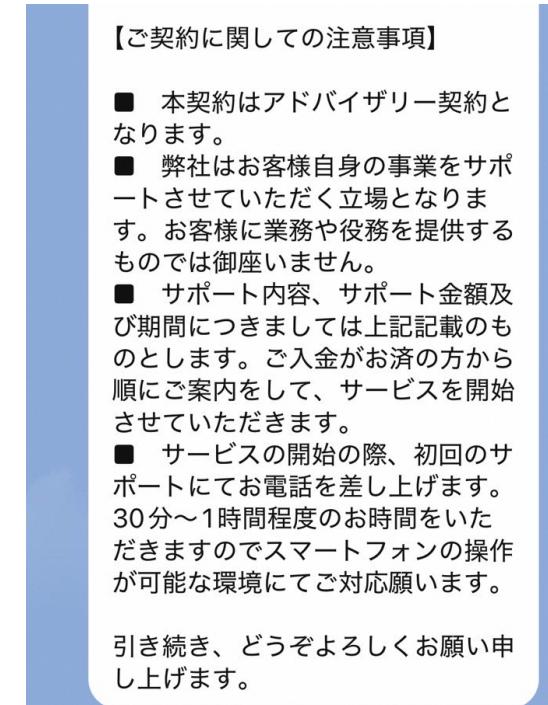
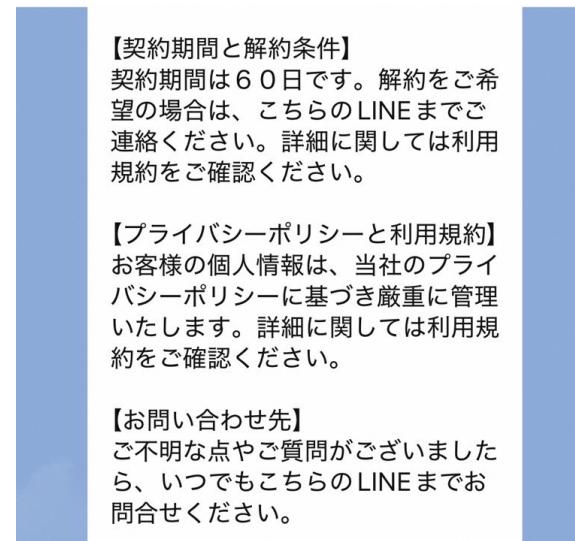
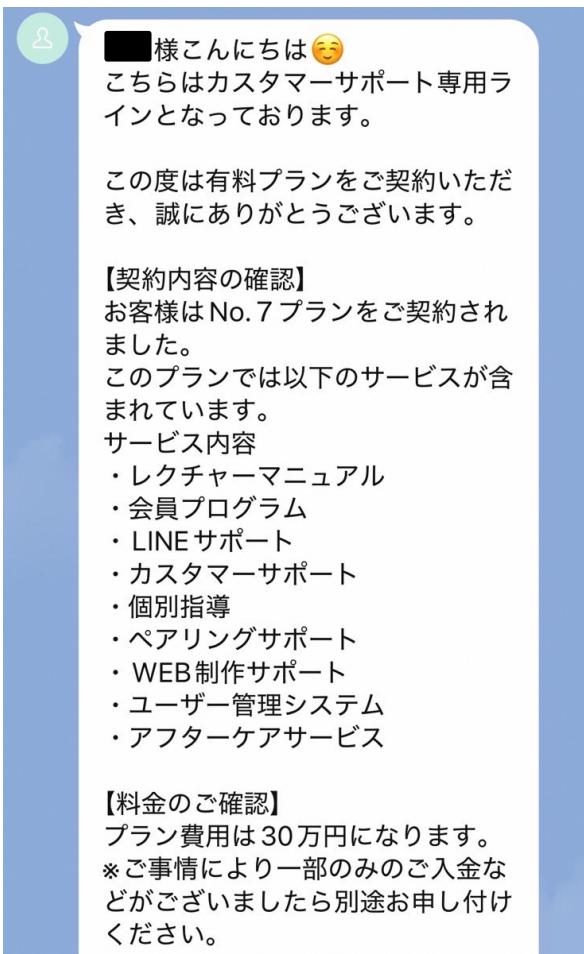
No.7パック
(販売価格350万円 / サポート期間60日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス
SNS運用/管理
ミラーリングサービス
専用HP/LP制作管理(SEO対策込み)
アフターケアサービス

No.8パック
(販売価格450万円 / サポート期間90日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス
SNS運用/管理
ミラーリングサービス
専用HP/LP制作管理(SEO対策込み)
アフターケアサービス
公式LINE運用管理

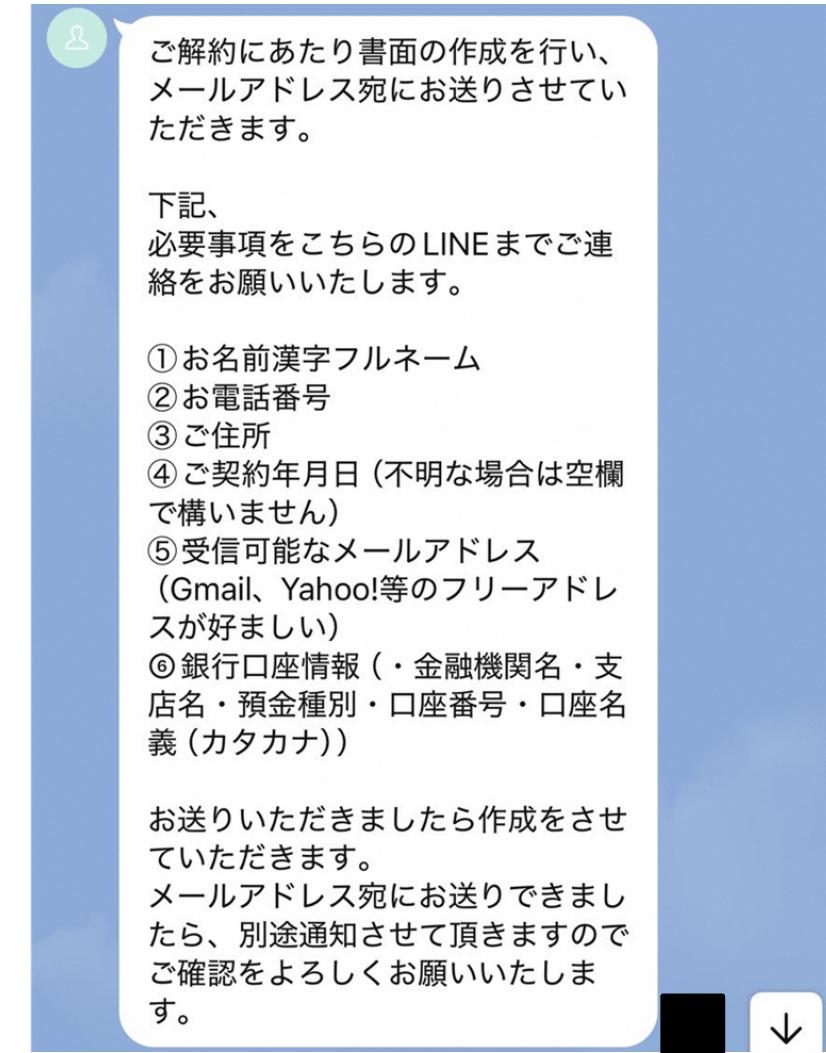
No.9パック
(販売価格550万円 / サポート期間90日)
レクチャー資料
LINEカスタマーサービス
TELカスタマーサービス
専属コンシェルジュサービス
SNS運用/管理
ミラーリングサービス
専用HP/LP制作管理(SEO対策込み)
アフターケアサービス
公式LINE運用管理
WEB広告運用管理

No.10パック
(販売価格ASK / サポート期間ASK)
各ユーザーのご希望に合わせた内容を設定しております。
ご希望の場合はスタッフまでお問合せください。

サポートプランに関するメッセージ (LINE メッセージ画面の抜粋)



解約に関するメッセージ (LINE メッセージ画面の抜粋) と解約同意書



解 約 同 意 書

株式会社和（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、乙が行う活動に関して締結した、2024年 [REDACTED] 付けアドバイザリー契約（以下「原契約」という。）について、以下のとおり合意した。

第1条（合意解約）

- 甲及び乙は、原契約利用規約第7条（利用期間）の定めに問わらず、本日付けで、原契約を、合意により解約する。
- 前項の解約合意により、甲は、乙に対し、受領済みのコース料金のうち [REDACTED] 円を本解約同意書を甲が受領した日の翌日から7営業日以内に、乙が指定する下記口座に送金又はクレジットカードの決済を取り消しする方法で返金する。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

記 [REDACTED] [REDACTED]

3 原契約の効力は、将来に向かって消滅するものとし、甲及び乙は、本解約合意が原契約のうち 既に履行済みの部分に効力を及ぼすものではないことを相互に確認する。なお、本契約終了後に乙の事後サポートに応じることがあるが、かかるサポートは甲の義務ではなく、また、原契約の終了に影響を与えない。

第2条（解約後も効力を有する条項）

原契約利用規約中、第9条（禁止事項）、第16条（本規約の有効性）、第18条（専属的合意管轄）の条項は、解約合意後も効力を有するものとする。

第3条（清算条項）

甲及び乙は、この解約合意書に定めるものほか、お互いに何らの債権債務関係がないこと及び今後何らの債権債務関係が発生しないことを相互に確認する。

以上、合意が成立したので、これを証するため本書2通を作成し、乙・甲それぞれ署名（記名）押印の上、各自1通を保管する。

解約合意年月日 2024年 [REDACTED]

(甲)

住所：東京都新宿区細工町3-19	ラコンテカグラザカ5階
商号：株式会社和	
代表者：遠藤友里子	
電話：03-5657-0216	

株式会社和

消費者庁 財産被害情報ファイル 2025/06

副業計画 / 覚えておきたい定番手口

スマホで
簡単

即日ザクザク副収入!
入りを徹底サポート



スマホ副業ランキング



参加者数



収益性



簡単度

堂々3冠

こんなやつに要注意!

広告では「アンケートに答えるだけ」等と誘っておきながら、「もっと稼げる / もうけが出なければ返金保証」と高額な初期費用が必要なプランに勧誘し、消費者がちゅうちょすると消費者金融での借入れに誘導。結局、報酬は得られず、解約を申し込んでもごく僅かな額が返金されるのみで、**借金だけが残ります。**

- ✓ 「簡単」、「高額報酬」を強調する広告や勧誘をうのみにしてはいけません
- ✓ 本来、報酬が支払われるはずの副業で、高額の借入や振込等を要求されたら慎重になります
- ✓ 解約時に、事業者とやりとりしていた履歴の削除を要求されることもありますので、都度保存しましょう

副業って、大もうけをねらうもののじゃないですよね?



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



トラブルに
困ったら

消費者ホットライン
188

